

## 浅口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第12号

浅口市国民健康保険条例(平成18年浅口市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「50万円」を「48万8,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る浅口市国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。